

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳システム（住民記録）	
行政機関等の名称	胎内市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活課・生涯学習課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法に基づく証明発行、届出処理	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 年齢、5 続柄、6 住所、7 本籍、8 国籍、9 住民票コード、10 個人番号、11 支援措置対象者	
記録範囲	胎内市に住所を有する者	
記録情報の収集方法	本人、法定代理人・住民基本台帳法に基づく他市区町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民生活課	
	（所在地）胎内市新和町 2 番 10 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳システム(印鑑登録)	
行政機関等の名称	胎内市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活課・生涯学習課	
個人情報ファイルの利用目的	胎内市印鑑登録条例に基づく印鑑登録	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 印影、5 印鑑登録番号	
記録範囲	胎内市に住所を有する者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活課	
	(所在地) 胎内市新和町 2 番 10 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
行政機関等の名称	胎内市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の整備及び住民票広域交付発行等	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 本籍、6 国籍、7 住民票コード、8 個人番号	
記録範囲	胎内市に住所を有する者	
記録情報の収集方法	本人、法定代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活課	
	(所在地) 胎内市新和町 2 番 10 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍総合システム	
行政機関等の名称	胎内市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活課・生涯学習課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法に基づく証明発行、届出処理	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 親族関係、5 本籍、6 住所、7 身分証明事項、8 犯罪歴、9 支援措置対象者、10 住民票コード	
記録範囲	胎内市に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	本人・戸籍法に基づく地方検察庁及び他市区町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活課	
	(所在地) 胎内市新和町 2 番 10 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民健康保険システム	
行政機関等の名称	胎内市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険の資格管理、給付及び賦課を行うため	
記録項目	1 住民記録情報（氏名、生年月日、性別、続柄、住所等）、2 資格得喪情報、3 負担区分情報、4 各種証交付情報、5 各種給付に関する申請・支給決定情報、6 診療報酬明細情報、7 賦課計算情報、8 税期別情報、9 収納情報、10 軽減・減免に係る申請・決定情報、11 口座情報、12 個人番号	
記録範囲	胎内市国民健康保険被保険者及び同一世帯員	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム・個人住民税システムと連動、 新潟県国民健康保険団体連合会システムと連動 国保情報集約システムと連動 申請等によるもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	新潟県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民生活課	
	（所在地）胎内市新和町 2 番 10 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	

様式第 1 号（第 2 条関係）

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案 をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれていると きはその旨	—
備 考	—

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療システム	
行政機関等の名称	胎内市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療に関する事務を行うため	
記録項目	1 住民記録情報（氏名、生年月日、性別、続柄、住所等）2 資格得喪情報、3 収入・賦課や負担区分に必要な各所得情報、4 賦課計算情報、5 保険料期別情報、6 収納情報、7 還付情報、8 軽減・減免に係る申請・決定情報、9 口座情報、10 送付先情報、11 個人番号	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者及び同一世帯員	
記録情報の収集方法	住民基本台帳・個人住民税システムと連動 新潟県後期高齢者医療広域連合システムと連動 申請等によるもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	新潟県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民生活課	
	（所在地）胎内市新和町 2 番 10 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国民年金システム	
行政機関等の名称	胎内市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金に関する事務を行うため	
記録項目	1 住民記録情報（氏名、生年月日、性別、続柄、住所等） 2 資格得喪情報、3 所得情報、4 保険料免除等に係る届出情報、5 年金受給情報、6 個人番号	
記録範囲	国民年金被保険者及び同一世帯員	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム・個人住民税システムと連動 日本年金機構から収集 申請等によるもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）市民生活課	
	（所在地）胎内市新和町 2 番 10 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	国保情報集約関連情報ファイル	
行政機関等の名称	胎内市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	・ 県内の国民健康保険資格継続及び高額該当情報の引き継ぎ業務を行うため ・ オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため	
記録項目	1 被保険者情報、2 個人番号、3 世帯情報、4 保険者情報、5 被保険者番号、6 資格得喪、7 給付情報、8 所得情報に基づく限適証等区分情報	
記録範囲	国民健康保険被保険者及び世帯主	
記録情報の収集方法	住民情報システム、各種届出書及び申請書などから収集した国民健康保険の被保険者資格に関する情報を、国民健康保険自庁システムに登録することで、国保総合 PC を経由し情報が更新される。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	新潟県国民健康保険団体連合会、転入地市町村、中間サーバー等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活課	
	(所在地) 胎内市新和町 2 番 10 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	畜犬登録原簿	
行政機関等の名称	胎内市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	狂犬病予防法による登録事務	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号	
記録範囲	犬の所在地が胎内市の飼い主	
記録情報の収集方法	飼い主の申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活課	
	(所在地) 胎内市新和町 2 番 10 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	浄化槽台帳	
行政機関等の名称	胎内市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	浄化槽法による登録	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号	
記録範囲	胎内市にある浄化槽の収集	
記録情報の収集方法	本人又は浄化槽設備事業者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活課	
	(所在地) 胎内市新和町 2 番 10 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	し尿処理受益者	
行政機関等の名称	胎内市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	し尿処理手数料として受益者負担徴収のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 口座情報	
記録範囲	し尿処理の受益者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 市民生活課	
	(所在地) 胎内市新和町 2 番 10 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	